

岐阜社協第954号

令和6年3月27日

大学・短期大学(部) 学長・学部長 様

岐阜県社会福祉協議会事務局長

<公 印 省 略>

令和6年度 岐阜県内 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に
係る「介護等体験」について

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、昨年5月8日付けで感染症法上の5類に移行したところですが、社会福祉施設に入所又は通所する高齢者・障がい者は感染及び重症化するリスクがあり、介護や相談支援に従事する職員も含め、これまで同様の感染対策が求められています。

このような状況において、文部科学省より、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の交付について」（令和6年3月21日付け5文科教第1873号）が発出され、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の受け入れが困難な状況もあり得ること等から、令和6年度についても引き続き特例を延長する旨の通知がありました。

本会としましては、昨年12月に社会福祉施設を対象に受入れ意向調査を実施したところですが、受入れ困難又は慎重なご意見が多いことから、文部科学省の方針同様、令和6年度の介護等体験の受入調整を差し控えるべきと判断しました。

つきましては、上記趣旨をご賢察のうえ、貴学における介護等体験代替措置の実施について、ご理解、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

問い合わせ先

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
岐阜県社会福祉協議会 施設人材部（担当：森部）
電話(058)201-1561／FAX(058)275-4888
Email moribe@winc.or.jp